

平成27年第3回上里町議会定例会会議録第3号

平成27年6月5日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第40号）財産の取得について
日程第 8 （町長提出議案第41号）児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更について
日程第 9 （町長提出議案第42号）平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）について
日程第10 （選挙第7号）児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について
日程第11 （選挙第8号）本庄上里学校給食組合議会議員選挙について

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 片岡浩一君	税務課長 須長正実君
町民福祉課長 板垣延雄君	子育て共生課長 山田隆君
まち整備環境課長 強矢賢君	産業振興課長 南雲定夫君
学校教育課長 谷木章二君	学校教育指導室長 福島彰君
生涯学習課長 金井孝君	郷土資料館長 金井孝君

事務局職員出席者

事務局 長 飯 塚 好 一

係

長 戸 矢 信 男

◎開 議

午前9時35分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第40号 財産の取得について

○議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第40号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第40号 財産の取得について。

議案第40号 財産の取得についてですが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、所在につきましては、上里町大字長浜字柳町1232番地2ほか5筆でございます。

2、地籍につきましては、1万3,267平方メートルでございます。

3、取得財産の価格は6,633万5,000円でございます。

4、取得先は上里町大字七本木5518番地、上里西部土地改良区理事長関根孝道であります。

提案理由でございますが、上里スマートインターチェンジアクセスの計画道路であるリバーサイドロード用地として西部土地改良事業で創設された換地の土地を取得したく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明を申し上げます。

上里スマートインターチェンジへのアクセス計画道路であるリバーサイドロードの用地として、県道藤岡本庄線からのアクセス道路の一部として、合計1万3,267平方メートルを6,633万5,000円で、土地所有者である上里西部土地改良区より取得するものでございます。

土地の詳細につきましては、お手元に配付いたしました別記明細書のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第40号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第41号 児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（伊藤 裕君） 日程第8、町長提出議案第41号 児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第41号 児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更について。

御提案申し上げました議案第41号 児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、児玉郡市広域市町村圏の組合事務所が平成27年9月1日から、現在の本庄市児玉町蛭川915番地1から小山川クリーンセンターのある本庄市東五十子151番地1へ移転いたします。

現在、組合事務所として使用している児玉郡市広域総合センターは昭和47年建築の建物であり、老朽化が著しく、また、本年4月に消防本部が新庁舎に移転したことを踏まえ、広域総合センターの大規模改修は実施せず、組合事務所を既設の小山川クリーンセンター内へ移転することとしたものでございます。

児玉郡市広域市町村圏組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条により各構成市町の議会の議決が必要になることから、本案を提出するものでございます。

以上で、児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更についての内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第41号 児玉郡市広域市町村圏組合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第42号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第42号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第42号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,232万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,473万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、社会保障・税番号制度、臨時福祉給付金支給事業、企業誘致条例に該当する企業への奨励金及び学力向上関係事業について補正をするものでございます。

それでは、2 ページですが、第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款14国庫支出金は5,134万6,000円の増額補正で、子どものための教育・保育給付費負担金、社会保障・税番号制度システム整備補助金及び臨時福祉給付金事業補助金などの増額となっています。

款15県支出金は582万2,000円の増額補正で、子どものための教育・保育給付費負担金、ふるさと創造資金及び中学生学力アップ教室事業補助金などの増額となっています。

款19繰越金は1,515万4,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、現予算に対して7,232万2,000円を追加し、83億3,473万8,000円とするものでございます。

次に、3 ページは歳出になっています。

款 2 総務費は2,277万6,000円の増額補正で、主な内容は、社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料、固定資産基礎資料整備業務委託料、埼玉県知事選挙事業などの増額となっています。

款 3 民生費は4,217万5,000円の増額補正で、内容は、臨時福祉給付金支給事業、子どものための教育・保育給付事業の増額となっております。

款 5 農林水産業費は4万円の増額補正で、内容は、農業後継者海外派遣事業補助金の増額となっています。

款 6 商工費は416万1,000円の増額補正で、内容は、指定企業施設奨励金、指定企業雇用促進奨励金の増額となっています。

款 9 教育費は317万円の増額補正で、小学校の理科観察実験支援員謝礼や学力向上事業推進事業に係る消耗品、中学校の学力アップ教室事業謝礼などの増額となっています。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し7,232万2,000円を追加し、83億3,473万8,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧で内容の説明をさせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

○議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 質問させていただきます。

まず1点目は、総合政策課のところの委託料であります。

社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料ということで、着々と準備が進められているわけでありますけれども、年金番号の漏えいなど、やはりこの間、議員たちにもマイナンバー制度が始まりますということでしたけれども、安心、安心と書かれています。年金の基礎番号なども絶対漏れることのないように管理するということでありましたけれども、こういうことが起きているわけでありまして、今このことがどう、国のほうもまた見直しが入る時期、入るのじゃないかと思ったりもしているわけなんですけれども、その前に導入した住基、あれにかかった費用は一体合計で幾らだったのか。そして、その住基の登録人数、上里町で最終的には今現在何名登録されているのか。そして、住基カードと、このマイナンバーに移った場合どうなるのか、その辺もお聞きしたいなと思います。

住基の時にも大変多額なお金が投入されたわけありますので、そこを1つ確認したいことと、10月に町民に全部番号が郵送されて、申請するのは個々人の自由ですよということでありましたけれども、今後、税の申告であるとか、給与支払いとか、さまざまな場面において、自分の12桁の番号を記載する必要があるわけです。いわゆるサラリーマンとか勤め人であれば、事業所にその番号を提示しなければいけない。だから、個人がカードを手元に持つか持たないかに関わらず、もう既に12桁の番号で動き出すという、そういうことになるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

それと、子育て共生課のところでありますけれども、保育所の負担金補助及び交付金、今までとちょっと変わって、一括で負担金という形で出すということでありましたけれども、施設型であれ、地域型であれ、年齢による単価というのが決まっているのかどうか確認したいと思います。地域型は2人分でしたと、施設型は6園に通園する15人というふうにおっしゃったと思いますけれども、年齢で1人当たりの補助負担額が変わるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、産業振興課の農政商工係でありますけれども、中央軒煎餅さんに対しての奨励金ということありますが、指定企業雇用奨励金として30万円ありますけれども、これは何名なのか。何名に対してこうした奨励金になっているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、学校教育課のところでありますけれども、ちょっと3つの事業ということが、うま

く理解できなかったんですけれども、1つは、理科の授業に3人分ということで、5つの小学校ということでもあります。5つの小学校で3人で99万円ということは、何回理科の授業にその専門的な方を招くことができるのか。

また、小学校のほうの学力向上推進事業のほうにおきましても、学習意欲のある児童のためのというお話で5万円でありますけれども、これは外部から入るのか。どういう形で、どういう児童が対象になるのか。また、5小学校ありますけれども、各学校に割り振りますと、わずか1万円で何ができるのかと思ったりもしますので、お尋ねしたいと思います。

中学校のほうにおきましては、若干143万6,000円ということで、何人かの教員が確保できるのかなというふうに思いますけれども、これも2中学校に分けますと70万円ぐらい。その中で、英語、数学、国語ということでもありますので、何時間確保できるのか。そして、ここに何名の教員を配置しようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

○産業振興課長（南雲定夫君） 杓澤議員の中央軒煎餅に対する雇用促進奨励金について御説明申し上げます。

雇用促進奨励金につきましては、1人10万円ということで、3名ということで、新規雇用で条件を満たす方3名分の30万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

○子育て共生課長（山田 隆君） 杓澤議員の質問に説明させていただきます。

子どものための教育・保育給付費負担金の新設されたことに伴いまして、年齢による単価のほうが決まっているのかということでございます。

こちらにつきましては、年齢区分、保育料の必要区分等に応じまして、それぞれの金額が決まっております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 板垣延雄君発言〕

○町民福祉課長（板垣延雄君） 町民福祉課長の板垣と申します。

杓澤議員さんの御質問に御説明させていただきたいと思っております。

まず、住基システムに関してですが、マイナンバーのシステムが稼働した段階で順次移行されるということになっておりますので、1月以降、住基システムのほうは廃止に向かっていく

予定でございます。

また、住基カードの登録件数につきましては、今日現在、有効カード数といたしまして740枚発行されております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 杓澤議員の御質問に対しまして御説明を申し上げます。

町民福祉課長の続きになりますけれども、社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料ということでございまして、1点目の御質問にありました、現在の住基システムを導入した際の費用につきましては、だいぶ前に導入をしているものですから、現在ちょっと手元に資料がございません。後ほどお調べをして、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

それから、杓澤議員からもお話がございました、個人情報の観点からマイナンバー制度については課題があるということで御指摘をいただきました。日本年金機構の問題もございまして、現在、国会の中でもかなり審議がなされているのではないかなというふうに思っております。

個人番号カードの発行事務自体は、既に法律が成立されている内容で、10月から付番通知を行いまして、1月から番号カードを発行するということは、既に成立している法律の中に則ったスケジュールということで、こちらは、国がそれは、現在のところ変えることは考えていないということでございました。法定受託事務ということもございますので、これにつきましては、各市町村の判断で実施を早めたり、遅らせたりすることはできないということでございます。

マイナンバー制度につきましては、情報保護の観点で幾つか対応がなされておりました、制度面の措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されているということですか、他人のマイナンバーを不正に入手した場合ですとか不当に提供した場合に、それは処罰の対象となるというようなことでございます。

また、システム面の措置といたしましては、ちょっと誤解が幾つかある、一般に誤解されている部分がございますので、御説明を申し上げますと、特定の機関によりまして情報が一元管理をされるということではなくて、従来どおり、個人情報につきましては各行政機関が保有して、ほかの機関の個人情報が必要になった場合には、ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う分散管理というものを採用するということになっております。その情報の照会・提供につきましては、特殊な回線により暗号化通信を実施するということになっております。システムへのアクセス者の制限、ログ管理なども実施されるということで、国としても、こういった個人情報保護の制度というものを作っているという状況でございます。

ただ、日本年金機構の問題にもありましたように、本来やるべきことをしっかりできていなかったということで、例えばパスワードがかかっていたとか、本来情報系のシステムで扱ってはいけない情報を基幹系システムから抜き取って使っていたと。そういった職員の事務のやり方というものが、1つ問題であったのかなというふうにも思いますので、そのあたりにつきましては、改めてこちらの総合政策課のほうからも、役場内の電子情報管理を担当する総合政策課から各課に対しまして注意喚起をいたしまして、データ管理などを徹底するため、マイナンバー移行に合わせた職員研修なども実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

○学校教育課長（谷木章二君） それでは、沓澤議員さんの御質問に御説明をさせていただきますと思います。

まず、理科観察実験支援事業ということでございますけれども、予算上は99万円ということで、3人分の報償費といった形で予算措置をさせていただいております。これにつきましては、実験のための準備ですとか理科室等の環境を整える、教師と一緒に授業に参加し、児童の観察・実験の支援を行うというふうな事業でございます。事業の回数といたしましては、小学校全部5校の中で、理科実験275回ということで、その中で支援員を配置して、理科への関心・意欲を向上させるための国庫補助事業ということでございます。

それから、学力向上推進事業でございます。

報償費5万円につきましては、これは校内の講演会の講師謝礼ということで、1回ほど組ませていただいております。また、先進地視察、それから需用費、資料代等、そのようなものを組み合わせまして、児童の学力を進めていきたいということでございます。県の学力・学習調査状況調査ですとか、そういうものを行いまして、いわゆる子どもたちの、中間層と言ったらいいんですか、成績でいえば上位、それから下位を除いた中間層の子どもたちのやる気を引き出すための方策を職員、教員が立てて、それを2カ年ということで経年変化を見ていきたいと、そのような事業になるものでございます。

それから、中学生学力アップ教室事業補助金ということでございます。

教室事業の謝礼ということで報償費を組んでおります。これにつきましては、コーディネーター1人、それから、学習支援サポーターということで6人ほどを見込んでおります。基本的には教職員、コーディネーター等につきましては元の教員等1名、それから、学習支援サポーターの中でも1名程度を見て、支援サポーターの中では、ほかは大学生という形の事業を、学習が遅れがちな中学生の学力向上を推進するということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

9 番納谷克俊議員。

〔9 番 納谷克俊君発言〕

○9 番（納谷克俊君） 補正予算書 5 ページになります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費の中の O A 推進費で、委託料で埼玉県町村情報システム共同化委託料、今回、基幹系の統合によって 40 万 9,000 円の増額補正ということなんですけれども、当初予算の、全協の中でも同じような質問があったかと思うんですが、この町村情報システム共同化、クラウド化を導入するかしないか、共同化に入るのか入らないかというときの議論において、当時の担当課長より何回か説明を受ける中で、町としてトータルでコストがダウンしますよという御説明をいただいた上で、それなら共同化に参加したほうがいいねということで、この事業に上里町も入っていこうということだったと記憶をしておりますが、コストの削減効果がないんじゃないかなと思っております。

そんな中でまた、今回増額補正ということなんですけれども、なぜ共同化によってコストが下がらないのかということと、今後またさらに追加補正をするようなことが見込まれているのかどうかということをお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 納谷議員の御質問に対しまして御説明を申し上げます。

共同化に移行したことによって経費が削減するという説明をしたことによって、上里町も共同化に参入しようということだったのではないかという第 1 点目の御質問でございますが、共同化に移行したのが、上里町は今年の 2 月ということでございます。町村会の中でいろいろ議論をしていく中で、クラウドの移行をするに当たっては、より多くの町村に加入をしていただいて移行したほうが、全体としてのコストは安くなると、低くなるということでございますので、1 つ、各町村が 9 のベンダー、システム業者から、新しいシステムの、今回であれば株式会社 T K C でございますけれども、そちらにデータ移行する際の費用をどう負担していくかということが、町村会の中でもかなり議論がなされておりました。

町村会の結論といたしましては、旧ベンダーから新しいベンダーに移行する際の費用というものを全体で負担しましょうと。18 町村でお互いに負担し合って、導入の障害というものを少し下げましょうというようなことで取り決めがなされたところでございます。

上里町につきましては、旧のベンダーも T K C でございますので、そして、システム共同化に移行したベンダーも T K C ということで、旧ベンダーに支払うデータ移行料というものは発生

しない、システム間同士でのデータ移行料というのはあるんですけれども、他の町村に比べますと、データ移行料は低く抑えられるというような計算でございました。

ただ、先ほど申し上げましたように、共同化の趣旨から言いまして、現在上里町は、他の自治体が本来負担をすべきであるシステムのデータ移行料というものも、協定に基づきまして事実上負担をしていると。それをシステム使用料として、TKCに支払っているというような状況でございます。

したがいまして、その精算措置といいますか、それは60カ月でやっていこうということでございます。60カ月分だけを計算いたしますと、上里町にとっては、システムの共同化に移行したことによって、経費削減効果というのはないということでございますけれども、それよりも、さらに長い目で見れば、上里町にとっても、システムの共同化をしたことによる削減効果というの生まれてくるんじゃないかということでございます。

そういったことございまして、あとは、共同化に移行したことによるメリットとしましては、今回もございましたけれども、何かシステム改修などが生じた際にも、町単独で対応するのではなくて、町村会というところがある程度対応していただけますので、移行に関する負担というものも少なくなるのかなというところでございます。

なお、共同化による費用計上につきましては、今回が最後ということでございます。今後は、何かシステム共同化をしたそのシステム自体に、今回のマイナンバーのような新たな制度改正等がありましたら、それはシステム改修費として委託をして、委託料が発生いたしますけれども、共同化そのものに関する費用計上については、今回が最後というところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 先ほどの質疑の続きなんですけれども、学校教育費のところで答弁をいただいたわけなんですけれども、中学生のところで再度お聞きしたいことがあります。

学習支援サポーターとして大学生をお願いしていくということでもあります。それで、学力がおくれがちな子どもさんたちのサポートをしていただくということでもありますけれども、これは各中学校にそれぞれ教室を設けて行うのかどうか。そのやり方について、また時間帯はどのように設けていくのか、そうしたことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 学校教育指導室長。

〔学校教育指導室長 福島 彰君発言〕

○学校教育指導室長（福島 彰君） 沓澤議員の御質問について説明させていただきます。

中学生の学力アップ教室事業ということなんですけれども、これは、勉強したいというか、学びたくてもなかなか塾等に通えない、その中学生が対象ということになります。対象としましては中学3年生を考えておりまして、この予算を通していただければ、これから募集するわけなんですけれども、場所としましては中央公民館を予定しております。大体5時から7時とか、その辺の時間になるのかなというふうに思いますけれども、放課後に上里北中、上里中学校の3年生の希望者の方が中央公民館に来て、3教室で20人、20人、20人ぐらいに教室を分けまして、そこに元教員のコーディネーターの人、それから大学生、英語、国語、数学、その辺の、これから教員を目指している学生を募集しまして、それが指導者となって、その中学3年生の勉強を見ていくと、そういう事業であります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。以上です。

○議長（伊藤 裕君） 総合政策課長から追加説明がありますので。

総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

○総合政策課長（片岡浩一君） 先ほどの納谷議員の御質問のところで、ちょっと私の説明が一部誤解を招く可能性がございますので、追加でもう一度説明をさせていただきます。

共同化による費用計上については今回が最後というふうに申し上げましたけれども、移行に伴う経費については最後ということがございますが、当然これから、今後も60カ月分は、埼玉県町村情報システム共同化委託料ということで、ランニングコストということで、日々の運用保守などの委託料というものは平成28年度以降も予算計上いたしますので、少し私の言葉が足りなかったかと思いますので、追加で御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 先ほどのところに戻らせてもらいますけれども、3教室で中央公民館を使って行っていくということで、大変ありがたいなというふうに思います。

中学3年生対象ということでありますが、希望者というところで、非常に学力が、学びたくてもという意欲があるお子さんはいいんですけれども、なかなか勉強についていけないし、学ぶ意欲はないけれども、基本的な学習能力を身につけさせてあげたいという教師の側から考えるお子さんもいらっしゃると思うんですよね。また、そういうところで、自分なんかが行ってもいいのかというふうに思うお子さんもいると思うんです。それは、私も県で行っていた、そこに携わった元教員の方からのお話も聞きましたところ、本当にそこに引っ張り出すのに時間がかかって、何回も何回も家庭訪問したということを聞いております。

ですので、その辺の希望者というところを、どのように援助していくお考えなのかを聞きたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 沓澤議員の今の御質問にお答えさせていただきますけれども、今言った学びたい子ですよ。当初考えたのは、貧困対策という形で考えたんですけれども、福祉事務所の本庁のほうで、この貧困対策の事業が行われるという情報が得られたものですから、貧困対策からは少し外していこうということで、いわゆる勉強したいんだが、なかなか家庭の事情があって、貧困まではいかなくても塾へ行けない子、この辺のところに絞り込んでいこうじゃないかという形で、今回計画をさせていただきました。

今、先ほどの御質問の中にもあったように、希望者を募るというのは大変だという話があったと思いますけれども、これにつきましても、こちら側の一方的な情報提供で、さあいらっしゃいではなくて、やはり学校と連携をしながら、学校の中で、この子にはもう少し勉強したほうがいいんじゃないだろうかという後押しをしてもらおうかなというふうに思っております。この事業に当たっては、各両校との校長とも打ち合わせをしながら計画を進めてきたわけですが、今後これが通りましたら、再度もう一度、先ほどありましたように推進委員会等を開きながら、たくさん子どもたちが勉強の場を求められるような体制をとっていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第42号 平成27年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前11時1分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 選挙第7号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について

○議長（伊藤 裕君） 日程第10、選挙第7号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙についての件を議題といたします。

児玉郡市広域市町村圏組合管理者より、広域市町村圏組合議会議員の欠員に伴い、後任議員の選出依頼がありました。

これより児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員には、5番齊藤崇議員と13番伊藤裕議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました5番齊藤崇議員と13番伊藤裕議員を児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5番齊藤崇議員と13番伊藤裕議員が児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました5番齊藤崇議員と13番伊藤裕議員が議

場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

なお、当選されました5番齊藤崇議員と13番伊藤裕議員は、後ほど文書にて当選承諾書の提出をお願いいたします。

◎日程第11 選挙第8号 本庄上里学校給食組合議会議員選挙について

○議長（伊藤 裕君） 日程第11、選挙第8号 本庄上里学校給食組合議会議員選挙についての件を議題といたします。

本庄上里学校給食組合管理者より、本庄上里学校給食組合議会議員の欠員に伴い、後任議員の選出依頼がありました。

これより本庄上里学校給食組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員には、1番飯塚賢治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました1番飯塚賢治議員を本庄上里学校給食組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番飯塚賢治議員が本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました。

本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました1番飯塚賢治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

当選されました1番飯塚賢治議員から、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

○1 番（飯塚賢治君） 皆さん、こんにちは。1 番飯塚賢治でございます。

これより学校給食組合議員として、残り 3 年間しっかり頑張ってまいりますので、よろしく
お願いいたします。



◎散 会

○議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 7 分散会